



2026年1月28日

各 位

会社名 ホリイフードサービス株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤田 明久
(コード番号 3077)

問合せ先 取締役統括本部長 大貫 春樹
電話 (029) 233-5825

剩余金の処分及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月28日開催の取締役会において、「剩余金の処分」及び「定款一部変更の件」を、2026年2月25日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 剩余金の処分の理由

当社は、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、会社法第452条の規定に基づき、次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額：別途積立金 | 1,000,000,000 円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額：繰越利益剰余金 | 1,000,000,000 円 |

2. 定款変更の理由

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定として第30条（会計監査人との責任限定契約）を新設するものであります。

(1) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人との責任限定契約)</u> <u>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第30条～第33条(条文省略)	<u>第7章 計 算</u> <u>第31条～第34条(現行どおり)</u>

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年2月25日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年2月25日（予定）

以 上